

「目黒の農山村景観」 保存活用計画策定事業報告書

令和4年3月 愛媛県松野町教育委員会

- 1 本書は、「目黒の農山村景観」の保存及び活用に関する計画を取りまとめたものである。
- 2 本書の作成は、令和3年度に、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(文化的景観 保護推進事業)を受けて実施した。
- 3 第5章に掲載している重要な構成要素については、重要文化的景観の選定に係る申出 に関する所有者等の同意の有無にかかわらず掲載している。

目 次

| 第1章 | 文化的景観保存活用計画策定の沿革と目的 |
|------|------------------------------------|
| 1 | 松野町における文化的景観保護の取り組み・・・・・・・・・・・1 |
| 2 | 文化的景観保存活用計画策定の経緯と経過・・・・・・・・・・・・1 |
| 3 | 文化的景観保存活用計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・1 |
| 4 | 文化的景観保存活用計画策定の体制・・・・・・・・・・・・・2 |
| 4 | 文 に 切 京 既 床 行 |
| 第2章 | 文化的景観の概要 |
| 1 | 位置及び範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 |
| 2 | 本質的価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 |
| _ | |
| 第3章 | 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針 |
| 1 | 本計画のビジョン(将来像)・・・・・・・・・・・・・・・7 |
| 2 | 文化的景観を取り巻く住民意識と課題・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 3 | 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 |
| | |
| 第4章 | 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項 |
| 1 | 土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 |
| 2 | 文化的景観を保存するための行為規制の方針・・・・・・・・・・16 |
| | |
| 第5章 | 文化的景観の重要な構成要素 |
| 1 | 重要な構成要素一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・27 |
| 2 | 重要な構成要素個表・・・・・・・・・・・・・・・28 |
| | |
| 第6章 | 文化的景観の整備活用に関する事項・・・・・・・・・・・・51 |
| | |
| 第7章 | 文化的景観の保存及び活用に必要な体制に関する事項・・・・・・・・54 |
| | |
| 巻末資料 | 4 |

第1章 文化的景観保存活用計画策定の沿革と目的

1 松野町における文化的景観保護の取り組み

松野町は四国西南地方に位置し、北部を鬼北町、西部を宇和島市、東部から南部にかけては高知県四万十市と接している県境の町である。古くから伊予と土佐を結ぶ地として発展し、頻繁に人や物資、情報が往来する中で歴史文化が形成され育まれてきた。

松野町では、こうした歴史文化により形成された景観を保全するため、その第一歩として奥内地区の文化的景観調査を実施し、平成29年2月に「奥内の棚田及び農山村景観」として国重要文化的景観に選定された。その後、次の調査地として挙がったのが今回の計画対象地である目黒地区である。

文化的景観とは、文化財保護法第2条第5 項に「地域における人々の生活又は生業及び 当該地域の風土により形成された景観地で我 が国民の生活又は生業の理解のため欠くこと のできないもの」とされている。文化的景観 は「自然」「歴史」「生活及び生業」の3つ の観点で把握されている。

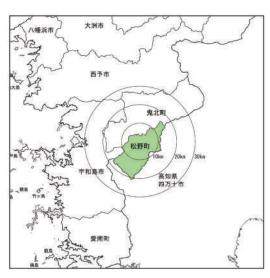


図1 松野町の位置

2 文化的景観保存活用計画策定の経緯と経過

目黒地域は、町のキャッチフレーズである「森の国」のモデルといわれる滑床渓谷の玄関口に位置する。源流目黒川流域に展開する目黒の集落は、滑床渓谷の国立公園指定をきっかけに、自然保護活動や景観保全活動が活発に行われている。しかしながら、少子高齢化や人口減少による農林業従事者の減少が続き、耕作放棄地や放置林の増加等により景観保全が難しい状況となっている。

3 文化的景観保存活用計画策定の目的

松野町では、以上のような状況をふまえ、平成28年度~令和元年度に文化庁の文化的景観保護推進事業の採択を受けて、目黒の農山村景観の本質的価値を把握するための保存調査を実施した。そして、その成果に基づき、本文化的景観の価値を将来にわたって保存し、また継承するために、保存活用計画の策定が必要と判断された。

「松野町文化的景観保存活用計画―目黒の農山村景観―」(以下、「本計画」という。) は、文化的景観の保存活用を図るうえでの方針を定め、広く共有して実行に移していく ことを目的に策定するものである。本計画に基づく取り組みを推進することにより、町 民及び来訪者が本文化的景観の価値の理解を深め、共有財産として守り活かす重要性を より強く意識することが期待される。

4 文化的景観保存活用計画策定の体制

松野町では、本計画を策定するにあたり平成28年度から実施された文化的景観の保存調査を踏まえ、松野町の文化的景観保存活用計画策定指導委員会を設置し、本文化的景観の保存及び整備・活用等に係る方針の検討を行った。本委員会の構成は以下に示すとおりである。

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 | 備考 |
|--------|-------|-------------------|------|
| 委員長 | 下條信行 | 愛媛大学名誉教授 | 考古 |
| 副委員長 | 上杉和央 | 京都府立大学文学部准教授 | 歴史地理 |
| 委 員 | 江崎次夫 | 愛媛大学名誉教授 | 森林環境 |
| 委 員 | 矢野義昌 | 地域代表 | |
| 委 員 | 竹内義富 | 地域代表 | |
| オブザーバー | 下間久美子 | 文化庁文化財第二課主任調査官 | |
| " | 三浦 彩 | 愛媛県教育委員会文化財保護課 | |
| " | 廣瀬岳志 | 宇和島市教育委員会スポーツ・文化課 | |

表1 松野町の文化的景観保存活用計画策定指導委員会の構成

また、計画の策定にあたっては、地元住民との協議、調整が必要となることから、調査報告を兼ねた広報誌を合計11回発行し各戸に配布して周知を図った。庁内の取り組みとしては、関係課に対し本計画についての周知を行った。

第2章 文化的景観の概要

1 位置及び範囲

愛媛県北宇和郡松野町大字目黒は、四国の西南部、松野町の南西に位置する。北西側は宇和島市と、南側は高知県四万十市西土佐大宮とそれぞれ接している。宇和島市側には標高 1,000mを超える鬼ヶ城山系が連なり、これらに囲まれた滑床渓谷は花崗岩の美しい滑状河床と豊かな森林資源が保たれている。また、滑床渓谷に端を発する目黒川は、四万十川流域にあって直線的に流れる谷底平野を形成している。この目黒川流域に展開するのが目黒集落であり、豊かな農山村景観を今に伝えている。

本計画の対象範囲の名称、面積及び区域は以下のとおりである。

名称:目黒の農山村景観

面積:17,552,172 ㎡

区域:松野町大字目黒全域。北東側は大字上家地及び大字富岡との大字境。北西側は

宇和島市との市境。南東側及び南西側は高知県四万十市との県境。

2 本質的価値

目黒地域の自然基盤は、西南四国を形成した四万十帯の複雑な地質に中新世の火成岩が加わって形成されている。標高1,000mを超える鬼ヶ城山系と滑床に端を発する四万十川支流の目黒川が直線的な谷底平野を作り、地形的なまとまりを形成している。一方で、古代から谷底平野を横断する形で予土国境が設定され、また江戸時代には目黒川上流部が宇和島藩領と吉田藩領に分割されたため、自然風土と歴史的経緯が組み合わさり、領域が生まれた。歴史的に設定された境界線は現在も高知県との県境、宇和島市との市町境として維持されている。境界は伝統行事のなかでも意識されるが、その一方で目黒川上流にあたる滑床とは一体性を有している独特な領域観を有する。

こうした歴史的境界を決定づけた江戸時代の裁判で利用されたのが、寛文5年(1665) に測量成果に基づいて制作された目黒山形である。目黒山形は当時の土地利用が立体的 に表現されているが、そこに表現された土地利用の区分は、それぞれ現在に引き継がれ ている。とりわけ、藩有林であった奥山は明治時代以降、国有林となり、営林署によっ て計画的な管理が実施され、今に至っている。

目黒地域には、鬼ヶ城山系から冬の季節風が直線的な谷の上流部から吹き降ろす。ニシカゼと呼ばれるこの季節風を防ぐ工夫として、目黒地域では主屋の玄関は風下の南東に配置し、風の強い目黒川上流部を中心に、北西側に防風垣(防風林・防風石垣)であるカゼガキが設置される。また、風を避けるとともに、谷底平野に水田を確保するために、山裾を中心に家屋が分散的に立地している。こうした現在の家屋立地は江戸時代の目黒山形にすでに表現されており、集落の基本的な構造が江戸時代以来、変化していな

いことが例証される。

また、目黒川の冷たい水を直接水田にいれないために水田の際に溝(ウラミゾ)がつくられる等、自然条件に適応した生活や生業の痕跡を景観上に確認できる。本流に井手を設けて取水し、長距離の水路で水田に水を入れる灌漑システムもその1つであり、主要な井手の多くは江戸時代から設置場所が変わっていない。

水田耕作面積が小さく、自然環境が必ずしも水田耕作に適していない目黒地域では、 林業や炭焼き等の農業以外の生業が行われてきた。明治時代以降の国有林事業を代表と する近代林業の盛行は目黒の人口を増加させ、山間地にもかかわらず道路に面して商店 が並ぶ谷口集落として展開した「目黒銀座」の形成にもつながった。現在でも、自然風 土を活かした農産物栽培や養殖、ホテルやアクティビティといった観光業がみられ、純 農村として展開してきたわけではない目黒地域の特徴を引き継いでいる。

このように、目黒地域は西南四国の高峻な山地と直線的な谷底平野の組み合わせによって生まれた自然環境に応じて生活及び生業が営まれた地域であり、周辺との境界の定まった17世紀から奥山・里山・集落・川といった景観単位区分や山裾を中心とした集落の分散的配置が変化することなく続いていることを模型資料で視覚的に理解できる稀有な景観地である。また、農山村の持続性に関わる多様な景観構成要素が残される一方で、時代に応じた変化に対応しつつ、自然風土を利用した新たな産業や地域活動が確認できる等、地域の自然、歴史に沿った無理のない展開を見せている農山村である。



写真1 目黒の農山村景観航空写真



写真3 ウラミゾ



写真2 カゼガキ(防風石垣)



写真4 手掘りの水路

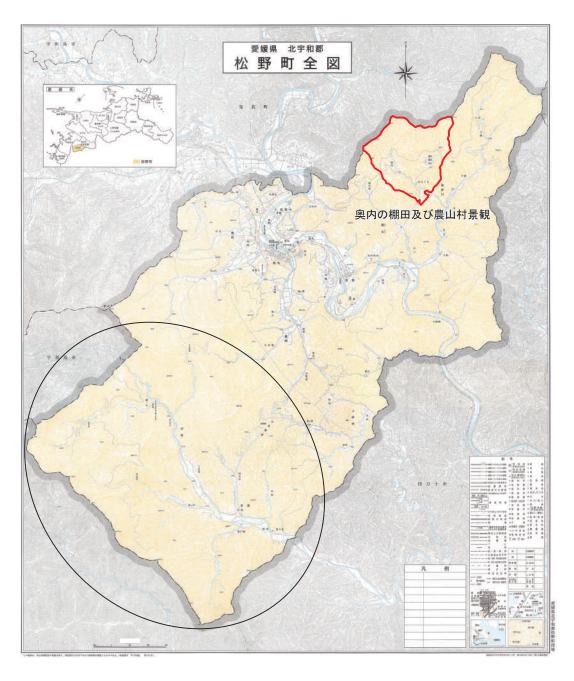


図2 目黒の農山村景観の位置



図3 本計画の範囲

第3章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針

1 本計画のビジョン(将来像)

「目黒山形の時代から引き続く農山村景観を保全・継承し、自然風土との共生による 豊かな暮らし方ができる地域社会を創造する」

目黒山形にある景観は、目黒に生きた人々が自然とどう向き合ってきたか、どのような歴史を刻んできたかという「生きざま」そのものであり、山形の景観が今も残っていることこそ住民のアイデンティティである。そこで本計画では、この景観を適切に保全・継承し、自然風土との共生による豊かな暮らし方ができる地域社会を創造することをめざす。

また、本文化的景観が地域の共有財産であるとの認識のもと、共同で守り活かす担い手の育成を図る。このことで目黒の求心力を向上させ、この土地を支える人材の増加を図る。 その際、本文化的景観(=アイデンティティ)をみんなで共有し、新たな来訪者に理解してもらうことは、本文化的景観を保全・継承するうえで重要である。

2 文化的景観を取り巻く住民意識と課題

(1) 現状に対する住民意識

現状に対する住民意識を把握するため、住民に対し聞き取りを行った。対象者は目黒在 住の男女約 20 名(10~70 代)である。

- 1) 景観に対する意識
- ・約25年ぶりに目黒へ戻ってきたが当時とほとんど変わっていない
- ・ガードレールの色を塗り替えたい
- ・電柱はできればなくしたいが建てる場合は色を考えてほしい
- ・太陽光パネルはつくってほしくない
- ・川の護岸をコンクリートにしてほしくない
- 2) 自然環境に対する意識
- ・目黒に来る人には目黒の自然を壊さないようにしてほしい(それ以外はとくに望まない)
- ・川に降りる道を整備し昔のように川で遊べる環境にしたい
- ・自然に負荷をかけないようなまちづくりをしたい
- ・(間伐材を活用した) クリーンエネルギーを採用したまちづくりをしたい
- ・かつての植林地が放置され荒れた山を、人が入り手入れすることで里山に戻したい
- ・かつてあった水車を復活させ米搗きや水力発電等に利用したい
- ・自然と触れ合うことで生きぬく力を育てる森の学校をつくりたい
- ・都会の子どもに目黒の自然を体験させたい

- ・水は地域の共有財産なので個人の所有物にならないよう水源地を守りたい
- ・山林等の土地が知らない誰かの手にわたり乱開発されないよう町としての法律(条例等)をつくってほしい
- 3) コミュニティに対する意識
- コミュニティを維持したい
- ・行事の際にお寺に人が集まってほしい
- ・年中行事を続けたい
- ・住民は外に出るきっかけがない
- ・高齢者は人と会うと元気になるため、集って会話する機会を増やし元気になってほしい
- ・地元住民と移住者(や観光客)が交流できる機会がほしい
- ・移住者に組付き合いしてほしい
- ・目黒出身の人に帰ってきてほしい
- 4) その他
- ・目黒の勉強会をしたい
- ・農家民宿等を起点に目黒めぐりができるようにしたい、そのためのコース設定をしたい
- ・目黒のどこかに自転車を設置して観光客が周遊できるようにしたい
- ・地元住民と移住者が協力して目黒を発信できたら良いと思う(地元住民は内→内、移住者は内→外が得意だから)
- ・目黒の生活を発信したい(観光だけでなく、生活することではじめて目黒の良さがわか るから)
- ・南小を地域と一体で活用したい
- ・地域の活力になる学校をつくりたい
- ・目黒城跡を整備したい
- ・田畑のオーナー制をやりたい
- ・自分たちでできる範囲の空き家整備をしたい
- (2) 現状と課題
- ・空き家の増加と家屋の取り壊しによる家屋配置の変化
- ・農業従事者の減少による耕作放棄地の増加と水利の維持管理
- ・生活様式の変化による里山の荒廃とそれに伴う災害の誘発
- ・河川管理道の荒廃による親水性の低下
- ・林業従事者の減少と里山の荒廃や耕作放棄地の増加による有害鳥獣被害の増加
- ・目黒山形の景観を阻害するような開発行為
- ・少子高齢化による伝統行事等の担い手不足とコミュニティの衰退
- ・上下水道の未整備に伴う生活排水による河川への悪影響
- ・山林への太陽光パネル設置による景観への影響と災害の誘発

3 基本方針

本文化的景観は、西南四国の高峻な山地と直線的な谷底平野の組み合わせによって生まれた自然環境に応じて生活及び生業が営まれた景観地であり、周辺との境界の定まった 17世紀から景観単位区分や山裾を中心とした集落の分散的配置が変化することなく続いていることを模型資料で視覚的に理解できることに価値を見いだせる。

この価値を適切に保全・継承し、目黒らしい豊かな暮らし方ができる地域社会を創造するというビジョンのもと、以下に基本方針を提示する。

① 目黒山形の時代から引き続く農山村景観の保全

- ・自然環境の保全
- ・目黒山形にみる景観の維持と土地利用(山林・宅地・農地・川)の踏襲
- ・山の稜線を含めた眺望の保全

② 自然風土に適応した暮らしを特徴付ける構成要素の保全

- ・山林の保全と管理(奥山はすでに国有林として管理)
- ・自然風土に適応した暮らしにより生まれた家屋やカゼガキ等の保全
- ・江戸時代から続く水利システム(水路・井手等)の保全
- ・目黒川及びその支流(淵・瀬・河畔林を含む)の現状での保全

③ 自然風土に適応した暮らしを表す環境の継承と整備

- ・里山の再生や放置林対策のための環境整備
- ・田畑保全のための営農の環境整備
- ・建築物等を保全するための空き家の整備活用
- ・目黒銀座の整備活用による新たな賑わいの創出
- ・自然風土に適応した暮らしにより生まれたウラミゾの継承
- ・親水性の向上と防災減災対策推進のための河川(河畔林含む)及び管理道の整備活用
- ・自然風土に適応した暮らしを学ぶ環境整備と拠点施設の整備

④ 自然風土との共生による目黒らしい暮らし方をつなぐ仕組みの創出

- ・森林整備に伴う間伐材の活用と新たな産業の創出
- ・目黒らしさを活かしたブランド化や商品開発
- ・目黒川を親水性の高い里川にするための仕組みの創出
- ・自然風土との共生による暮らしとテクノロジーの融合による目黒らしい暮らし方の継続
- ・祭りや伝統行事の継承につながる仕組みや環境の整備
- ・目黒らしさを発信するための継続した調査研究の実施

⑤ 目黒らしさを守り活かす体制の整備と担い手づくり

- ・放置林や耕作放棄地等を地域一体となって管理する体制の構築
- ・目黒川を親水性の高い里川にするための体制整備と担い手づくり
- ・目黒らしさを学び、共有し、発信する組織の構築
- ・学校教育や生涯学習との連携による町民に向けた目黒らしさの発信と目黒らしさを守り 活かす担い手の育成
- ・本文化的景観の保存及び活用に係る課題の共有と解決に向けた意見交換の場づくり

第4章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1 土地利用の方針

目黒の農山村景観を「奥山ゾーン」「里山ゾーン」「集落ゾーン」「目黒川ゾーン」の4つの景観単位に区分する。以下に、4つのゾーンに共通する全体方針を示したうえで、景観単位ごとの方針を示す。

(1) 全体方針

- ・目黒山形の時代から引き続く景観構造そのものを踏襲するとともに眺望を保全する。
- ・景観単位のゾーニングを逸脱する整備は原則行わない。
- ・景観に影響を及ぼす大規模な土地の形状変更や建設行為はしない。
- ・土地の形状変更や建設行為を行う際には関係部局と協議のうえ景観に十分配慮する。
- (2) 景観単位ごとの方針

基本方針を踏まえ、保存に配慮した土地利用に関する景観単位ごとにその特徴と土地利用の方針を示す。

【奥山ゾーン】

○奥山の特徴

国有林の範囲で、近世の藩有林の範囲を引き継いでいる。滑床に接しており、一部は国立公園の範囲となっている。北西側は標高1,000mを超える山々が連なり、深山ゆえモミ・ツガ等の大径木の林産資源に恵まれ、江戸時代にはそれらを得られる重要な地域として位置づけられていた。明治以降、国有林事業の開始により多くの労働者が事業に従事した。昭和30年の松野町発足により、滑床の観光開発が進められ、森の国ホテルや森の国ロッジ(現水際のロッジ)がオープンし、自然を活かしたアクティビティも行われている。他の景観単位を育んでいる根源であり、松野町のキャッチフレーズ「森の国」の源泉となる景観である。

○土地利用の方針

- ・国有林や国立公園として管理がなされており、それらに関連する法令や計画に沿ってそれぞれの管理者と協力しながら継続して自然環境や景観の保全に努める。
- ・山の稜線を含めた眺望や尾根線がつくりだす景観を妨げるような開発が行われないよう、 今後方針を協議するとともに文化的景観の普及啓発を図る。

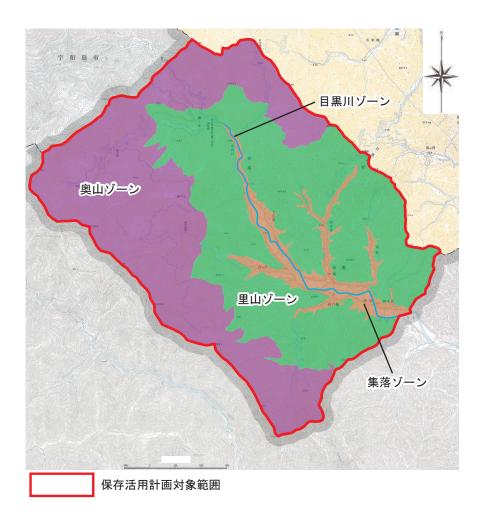


図4 景観単位の範囲

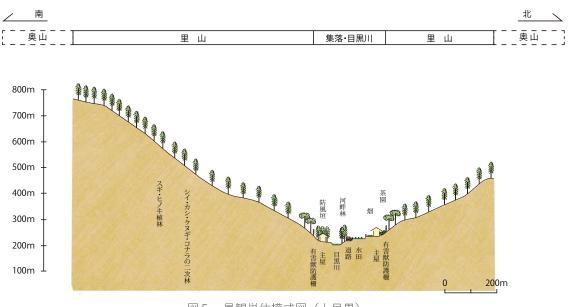
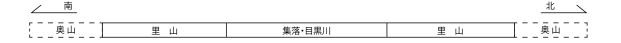


図5 景観単位模式図(上目黒)



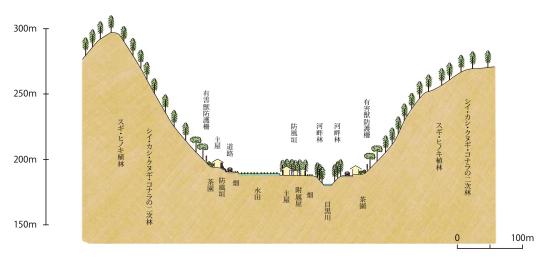


図6 景観単位模式図(西ノ川)

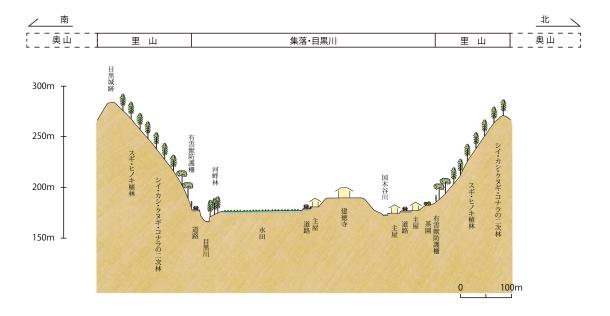


図7 景観単位模式図(中央1)

【里山ゾーン】

○里山の特徴

集落の上部に広がる山林の範囲で、町有林・部落林・民有林である。目黒山形には大部分が「草地」として表現されている範囲で、近世は低木林ないし柴草地で薪炭材を得る主要な場所であったが、緑肥等の需要が低下し、明治37年以降管理放棄されてすべて森林地帯となった。現在はシイ・カシ・クヌギ・コナラ等の二次林もしくはスギ・ヒノキの人工林となっている。江戸時代、薪炭としての利用はもちろん、屋根材や牛馬飼料としての利用や椎茸栽培等も行っていた。明治末期からの養蚕の盛行に伴い、桑畑としても利用された。現在も、薪材として樹木を利用するほか、キノコ類等の山菜を採るといった利用がなされている。しかし、近年は生活様式の変化により人が山に入らなくなり、山林が荒れ、シカやイノシシ、サル等が集落に下りて農作物に深刻な被害をもたらしている。その結果、有害鳥獣対策として里山ゾーンと集落ゾーンの間である山裾に柵が張り巡らされている。里山は本来景観保全、国土保全、水源涵養、生物多様性、山の利用といった機能を有しているが、現在は荒廃により十分に機能していない。生活や産業構造の変化のなかで、景観が変化した場所である。

○土地利用の方針

- ・里山としての機能の再生につながるような土地利用を心がける。
- ・ 擁壁整備や砂防整備等の公共工事や森林整備を行う場合は、防災減災にも配慮するとと もに、自然と調和した必要最小限の整備とする。

【集落ゾーン】

○集落の特徴

目黒川およびその支流の形成した直線的な谷底平野および河岸段丘からなる平坦地で、 集落と耕作地からなる。目黒山形の段階で家屋の分散的な立地が確認でき、同じような場所で継続して生活・生業が営まれてきたことが理解できる。冬季に大陸からもたらされる 北西の季節風が滑床から衰えることなく吹き下ろすため、目黒川に面する集落(上目黒・ 西ノ川)には屋敷地の北西側に防風垣が設けられている。また、当地域は降水量が多く目 黒川の水が豊富なため、ため池はなく河川から水田に導水する水路が発達した。田地は圃 場整備が完了し地形に沿った水田は失われたが、灌漑のシステム自体は維持されている。

○土地利用の方針

- ・目黒山形の状態を踏襲する集落の景観構造の維持と向上に資する。
- ・景観や防災等に支障をきたすような工作物等の設置の仕方は行わない。やむを得ない場合は景観や防災等に十分配慮した位置・仕様とする。
- ・屋敷地は現状の立地を維持する。また、屋敷地内における建築物等の増改築及び新築の際には景観に配慮するよう努める。
- ・目黒銀座及びその周辺については現状での保全とし、町場型の屋敷配置を踏襲する。
- ・道路の幅員や線形を変更する場合は自然地形に沿った形とする。

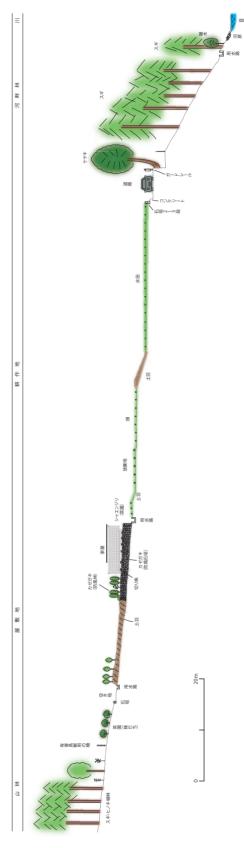


図8 集落ゾーンの土地利用概念図

・水路は原則として現位置での保全とし、景観保全と維持管理上の利便性のバランスに配 慮した整備とする。井手についても現状での保全とし、整備する際には周辺景観との調 和に配慮する。

【目黒川ゾーン】

○目黒川の特徴

標高のもっとも低い部分にあたり、目黒川の川筋と周辺の河畔林を範囲とする。集落ゾーン内での目黒川が流れるのは、白亜紀チューロニアン~コニアシアンに形成された頁岩主体の地質であり、この地質のみを通過しているため穿入蛇行の顕著な四万十川流域にあって直線的に流れる流路環境を形成した。河川侵食により目黒の母岩が明確にわかると同時に、江戸時代から維持されてきた井手によって利水の履歴を知ることのできる景観である。護岸工事があまり行われておらず、河畔林が良好に残されており、洪水防備の役割を担うほか、水生生物の生息環境を提供している。目黒川は集落内を流れているが、本来渓流に生息するようなヤマセミ等の鳥類が目黒川では見られることも特徴である。

○土地利用の方針

- ・目黒川及びその支流の河床や護岸等は自然環境や景観等に影響が及ばないよう十分配慮 する。また、淵や瀬等の現存する良好な環境資源をできるだけ保全する。
- ・親水性の向上と防災減災対策の推進を目的とした河川管理道の整備を行う。また、水害 防備や生態系の環境形成に大きな役割を果たしている河畔林については原則保全する。
- ・景観及び生物環境に支障をきたす工作物等については規制する。

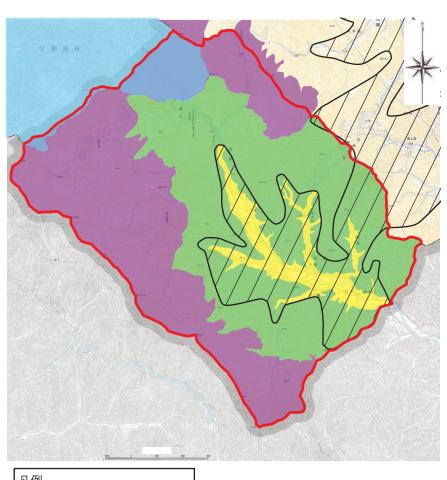
2 文化的景観を保存するための行為規制の方針

(1) 土地利用規制法等による行為規制一覧

本計画対象範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、森林法、 農地法並びに農業振興地域に関する法律、自然公園法、文化財保護法等による行為規制が 適用される土地が含まれる。これらの行為規制については、本計画における保存及び活用 に関する基本方針や土地利用の方針等と整合を図り、運用を行う。当地の環境の保全には、 下表に掲げる法律条例により守られているので、これらの法令が定める基準等については 順守のうえ手続きを守ること。

表 2 土地利用等における行為規制の概要

| 法令根拠 | 対象範囲 | 許可·届 出等 | 規制行為の内容 | 備考 |
|--|------------------------------|------------|---|----|
| 農業振興地域 の整備に関す る法律 | 農用地 | 許可 | 農用区域内の開発行為には、許可が必要 | |
| 農地法 | 農地 | 許可 | 農地転用及び農地転用をするための権利設定 又は移転をする場合は許可が必要 | |
| 自然公園法 | 国立公園 | 許可 | 建築物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取 等を行う場合は許可が必要 | |
| | 民有林 | 許可 | 1ha を超える開発は許可が必要 | |
| 森林法 | | 届出 | 立木を伐採する場合は届出が必要 | |
| | 保安林 | 許可 | 立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合は 許可が必要 | |
| 土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 | 土砂災害(特別) 警戒区域、急傾斜 地の崩落 | 許可 | 水の放流、切土、掘削、盛土、立木林の伐採、 土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を誘発 する行為、急傾斜地の崩壊防止施設以外の工 作物の新設・改良等を行う場合は許可が必要 | |
| 愛媛県屋外広 告物条例 | | 許可 | 屋外広告物を設置する場合は許可が必要 | |
| 文化財保護法 | 周知の埋蔵文化 財包蔵地 | 届出 | 土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包 蔵地の発掘調査をしようとする時は届出が必 要 | |
| 愛媛県文化財 保護条例 | 指定文化財 | 許可 | 県指定文化財の現状変更をする場合は許可が 必要 | |
| 松野町文化財 保護条例 | 指定文化財 | 許可 | 県指定文化財の現状変更をする場合は許可が 必要 | |
| 景観法(景観条例) | 松野町全域 | 届出 | 建築面積 200m²又は高さが10 mを超える建 築物の新築、増築、改築には届出が必要等 | |



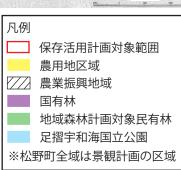


図9 目黒の農山村景観区域に係る土地利用規制

(2) 景観法に基づく景観計画による規制

第1次森の国松野町景観計画では、区域全体の景観保全の誘導と景観保全整備や活動の基本的な考え方を示すとともに、景観形成を適切に図る仕組みとして開発等の既存景観を改変する行為に対して規制誘導の基準(景観形成基準)を示した。

景観計画に示された景観重点区域の景観形成基準と届出が必要な行為及び届出対象となる規模等については以下に示すとおりである。

表3 景観重点区域における届出対象行為

| 届出を要する行為の内容 | 規模 |
|---|---|
| 建築物の新築、増築、改築 | 建築面積 100 ㎡又は高さが 10mを超えるもの |
| 建築物の外観を変更する修繕、模 様替え又は色彩の変更 | 建築面積 100 ㎡又は高さが 10mを超えるもの |
| 工作物*の新設、増設、改築 | 高さ 1.5mを超えるもの又は建築面積 10 ㎡以上のもの |
| 工作物の外観を変更する修繕、模 様替え又は色彩の変更 | 高さ 1.5mを超えるもの又は建築面積 10 ㎡以上のもの |
| 土砂の採取、鉱物の採掘その他土 地の形質の変更及び屋外における 物品の集積又は貯蔵 | 屋外のおける土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積にあたっては、規模が 100 ㎡又は高さ 3 mを超えるもの |

- ※工作物は以下に掲げるものとする。
- ①塀、柵その他これらに類するもの
- ②煙突、装飾塔、鉄塔その他これらに類するもの
- ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱その他に類するもの
- ④石油タンク、ガスタンク、サイロその他これらに類するもの
- ⑤ウォーターシュート、コースター、観覧車、その他これらに類するもの
- ⑥コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの
- ⑦擁壁その他これらに類するもの
- ⑧電気供給のための電線類又は有線電気通信のための線路もしくは空中線形(その支持物を含む)
- ⑨携帯電話等電波塔
- ⑩メガソーラーパネル
- ○届出の必要のない行為(共通事項)
- ①規定する規模に満たない行為
- ②災害対策及び対応のために必要な応急措置的な行為
- ③森林の除・間伐や自家の生活の用に充てるために必要な竹木の伐採など、通常の管理行 為・林業行為、軽易な行為

表 4 景観重点区域内における景観形成基準

| 届出を要する行為の内容 | 規 模 |
|---|---|
| 建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様 替え、又は色彩の変更 | ①高さ 原則として二階建て(10m)までとする(公共施設を除く)。 ②色彩 自然色を基調とし、鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする。 ③外観 屋根の形状は傾斜屋根とする。地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に努めるものとする。屋根は原則として瓦とする。 |
| 工作物の新築、増築、改築外観を変更する修繕、模様替え、又は色彩の変更 | ①高さ 13mを超えない。 ②色彩 マンセル値 10 未満。周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける。 ③外観 自然素材を可能な限り使用し、それによりがたい場合は形状、素材感の 工夫をする。道路に面する部分は、花壇等を設置するなど植栽に努める。 |
| 土石の採取、鉱物の採掘そ の他土地の形質の変更及び 屋外における物品の集積又 は貯蔵 | ・周辺景観及び環境に配慮し、芝、低木、中高木の植栽等必要な修景措置 や緑化措置を講じること。 ・擁壁等の構造物を設ける場合は最小限にする。 ・造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする。 |
| 竹木の伐採 | ・周辺景観への影響に配慮し、伐採は持続可能を前提としたものとする。 伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるよう、地域の植 生にあった緑化措置を講じるように努める。またその適正な管理に努め る。 |
| 堆積 | ・優れた景観を保全する必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とする。 |

(3) 文化的景観の滅失又は毀損、現状変更等の取扱基準

本計画の範囲内において景観構成要素の滅失や毀損が生じた場合は、松野町教育委員会 教育課文化振興係へ連絡することとする。また、現状変更等を行う場合も事前協議を行う 等、配慮を求める。なお、景観構成要素については次項にまとめている。

重要な構成要素の滅失又は毀損、現状変更等がある場合、文化財保護法第 136 条及び第 139条に基づき、所有者等が文化庁長官に対して届出を行うこととする。現状変更の取り扱 いの詳細については、第5章の個表に掲げる。

表 5 重要文化的景観の届出取扱基準

| 届出の種類 | 届出が必要な様態・行為 | 届出日 |
|---------------|-----------------|--------------------|
| 滅失 | 焼失、流出により物件が消失 | 滅失・き損を知った日から 10 日以 |
| 毀損 | 災害等により物件の過半が破損 | 内 |
| 現状変更等(現状変更又は保 | 物件の種類ごとに定める行為 | 現状変更しようとする日の 30 日前 |
| 存に影響を及ぼす行為) | 初叶の俚規してに比める1] 荷 | まで |

表6 文化庁への現状変更等の届出の対象となる要素とその内容

| | 種 別 | 行 為 | 対象 | 現状変更 | 滅失・き損 |
|-----|------------|----------|------------|------|-------|
| 水路 | 水路 | 改修・移設・除却 | 集落ゾーンの水路全体 | 0 | 0 |
| | 建徳寺 | 増改築・除却 | 建築物・石造物 | 0 | 0 |
| 建造物 | 和霊神社 | 増改築・除却 | 建築物・石垣・石造物 | 0 | 0 |
| 防風垣 | 大師堂 (お大師様) | 増改築・除却 | 堂宇・石造物 | 0 | 0 |
| | カゼガキ | 増改築・除却 | 石垣・樹木 | 0 | 0 |
| | 船岩 | 改修・移設・除却 | 岩石 | 0 | 0 |
| | 目黒城跡 | 改修・移設・除却 | 遺構 | 0 | 0 |
| | 上目黒城跡 | 改修・移設・除却 | 遺構 | 0 | 0 |
| | 烏帽子岩 | 改修・移設・除却 | 岩石 | 0 | 0 |
| 記念物 | 地蔵峠の石地蔵 | 改修・移設・除却 | 石造物 | 0 | 0 |
| 記念物 | 山の神 | 改修・移設・除却 | 祠 | 0 | 0 |
| | 蛇の穴 | 改修・移設・除却 | 岩石 | 0 | 0 |
| | 五輪塔 | 改修・移設・除却 | 石造物 | 0 | 0 |
| | 塩利様 | 改修・移設・除却 | 祠 | 0 | 0 |
| | クロスケブチ | 改修・移設・除却 | 淵 | 0 | 0 |

(4) 文化的景観の保存に係る行為規制の整理

これまでの各規制行為に関する記述について、景観単位毎に景観構成要素と重要な構成要素を抽出し、①現状変更及び保存に影響を及ぼす行為、②法規制に基づく行為規制、③ 景観計画に基づく行為規制への該当、④文化庁長官への現状変更等の届出を要する行為等文化財部局との調整に関する事項、の4項目についてその内容を以下に整理する。

表7 奥山ゾーンにおける景観構成要素の保存に係る行為規制の整理表

| 景観構成要素 | 重要な 構成要素 | ① | 2 | 3 | 4 |
|------------|-------------|--|---|---|---|
| 国有林 (林道含む) | 0 | (1)樹木の伐採 (2)土地の形質の変更 (3)建築物の新改増築 | (1)(2)【森林法】保安林は立木の伐採や 土地の形質変更等に許可が必要。 (1)(2)(3)【自然公園法】建築物の新改 増築、木竹の伐採、土石の採取等 を行う場合は許可が必要。 | 0 | × |
| 船岩 | 0 | (1)物件の位置の変更 (2)物件の形状の変更 | | × | 0 |

表8 里山ゾーンにおける景観構成要素の保存に係る行為規制の整理表1

| 景観構成要素 | 重要な 構成要素 | ① | 2 | 3 | 4 |
|-----------|-------------|--|---|---|---|
| 山林 (林道含む) | 0 | (1)樹木の伐採 (2)土地の形質の変更 | (1)(2)【森林法】民有林は、1ha以上の開発行為は許可が必要、立木を伐採する場合は届出が必要。また保安林は立木の伐採や土地の形質変更等について許可を要す。 | 0 | × |
| 滑床養魚場 | | (1)建築物等の新築・増築・ 改築 | | 0 | × |
| 目黒城跡 | 0 | (1)樹木の伐採 (2)土地の形質の変更 (3)建築物及び工作物の設 置等 | (1)(2)(3)【松野町文化財保護条例】町 指定文化財の現状変更をする場合、 許可が必要。 | 0 | 0 |
| 上目黒城跡 | 0 | (1)樹木の伐採 (2)土地の形質の変更 (3)建築物及び工作物の設 置等 | (1)(2)(3)【文化財保護法】土木工事等 を目的として周知の埋蔵文化財包蔵 地の発掘調査をしようとする時は届 出が必要。 | 0 | 0 |
| 烏帽子岩 | 0 | (1)物件の位置の変更 (2)物件の形状の変更 | | × | 0 |

表9 里山ゾーンにおける景観構成要素の保存に係る行為規制の整理表2

| 景観構成要素 | 重要な 構成要素 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|---------------|-------------|--|---|---|---|
| 地蔵峠 (切り通し) | | (1)配置・構造の変更 | | 0 | × |
| 地蔵峠の石地蔵 | 0 | (1)石造物の移設・外観の変 更・除却 (2)石造物の形状の変更 | | × | 0 |
| 目黒隧道 (トンネル) | | (1)配置・構造の変更 | | 0 | × |
| 山の神 | 0 | (1)祠等の改修・移設・除却 | | × | 0 |
| 蛇の穴 | 0 | (1)物件の位置の変更 (2)物件の形状の変更 | | × | 0 |
| 塩利様 | 0 | (1)祠等の改修・移設・除却 | | × | 0 |

表 10 集落ゾーンにおける景観構成要素の保存に係る行為規制の整理表 1

| 景観構成要素 | 重要な 構成要素 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|----------------|-------------|--|--|---|---|
| 家屋 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| カゼガキ | 0 | (1)防風林の伐採 (2)防風石垣の改修・除却 | | 0 | 0 |
| 水路 | 0 | (1)水田の区画拡大・整備に 伴う水路の改修 (2)水田の区画拡大・整備に 伴う流路の変更 | (1)(2)【農振法】農用区域内の開発行 為は許可が必要。 | 0 | 0 |
| 水田(ウラミゾ 含む) | | (1)農地以外への転用(2)区画の拡大・整備 | (1)(2)【農振法】農用区域内の開発行 為は許可が必要。 (1)【農地法】農地転用及び農地転用 をするための権利設定又は移転をす る場合、許可が必要。 | 0 | × |
| 畑地(シャエンジリ) | | (1)農地以外への転用 | (1)【農振法】農用区域内の開発行為 は許可が必要。 (1)【農地法】農地転用及び農地転用 をするための権利設定又は移転をす る場合、許可が必要。 | 0 | × |

表 11 集落ゾーンにおける景観構成要素の保存に係る行為規制の整理表 2

| 景観構成要素 | 重要な構 成要素 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|---------------|-------------|--|---|---|---|
| 道路 (橋含む) | | (1)配置・構造の変更 | | 0 | × |
| 果樹林 | | (1)農地以外への転用 | (1)【農振法】農用区域内の開発行為 は許可が必要。 (1)【農地法】農地転用及び農地転用 をするための権利設定又は移転をす る場合、許可が必要。 | 0 | × |
| 旧松野南小学校 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 旧目黒保育園 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 建徳寺 | 0 | (1)建築物及び工作物の位置の変更 (2)建築物及び工作物の新築・増築・改築・外観を変更する修繕等 (3)石造物の移設・外観の変更・除却 | | 0 | 0 |
| 和霊神社 | 0 | (1)建築物及び工作物の位置の変更 (2)建築物及び工作物の新築・増築・改築・外観を変更する修繕等 (3)石造物の移設・外観の変更・除却 | | 0 | 0 |
| 大師堂 (お大師様) | 0 | (1)建築物及び工作物の位置の変更 (2)建築物及び工作物の新築・増築・改築・外観を変更する修繕等 (3)石造物の移設・外観の変更・除却 | | 0 | 0 |

表 12 集落ゾーンにおける景観構成要素の保存に係る行為規制の整理表 3

| 景観構成要素 | 重要な構 成要素 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|-------------------------|-------------|--|---|---|---|
| 目黒ふるさと館 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 目黒基幹集落 センター | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 目黒郵便局 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 目黒森林事務所 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 貯木場跡 (松野南小学校 プール) | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 農家民宿 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 炭窯跡 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 目黒特産品 販売所 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| JA 目黒跡 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 目黒銀座 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 石仏・墓石 | | (1)建築物及び工作物の設 置等 | | 0 | × |
| 五輪塔 | 0 | (1)石造物の移設・外観の変 更・除却 (2)石造物の形状の変更 | | × | 0 |

表 13 目黒川ゾーンにおける景観構成要素の保存に係る行為規制の整理表

| 景観構成要素 | 重要な構 成要素 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|---------------|-------------|---|---|---|---|
| 目黒川と支流 | 0 | (1)流路や護岸の変更 (2)土地の現状変更 (3)工作物の新設、改築、除 却等 | | 0 | × |
| 井手 (管理道含む) | 0 | (1)工作物の改築、除却等 | | 0 | × |
| 淵・瀬 | | (1)土地の現状変更 (2)工作物の新設、改築、除 却等 | | 0 | × |
| 河畔林 | | (1)土地の現状変更 (2)工作物の新設、改築、除 却等 | | 0 | × |
| クロスケブチ | 0 | (1)土地の現状変更 (2)工作物の新設、改築、除 却等 | | 0 | 0 |

第5章 文化的景観の重要な構成要素

1 重要な構成要素一覧表

本文化的景観は、地域の自然、歴史、生業、信仰が深く結びついた独特の文化を表象する景観である。本文化的景観の形成やその価値を評価する上で必要な物件について「重要な構成要素」を特定した。特定の考え方については、文化的景観の3つの観点である自然・歴史・生活及び生業のいずれか1つに該当し本質的価値を語るうえで欠くことのできないもの、である。詳細については一覧表と個表、各図に示すとおりである。

表14 重要な構成要素一覧表

| | 重要な構成要素の | | 景観 文化的景 | | 3つの視点 | 所有者 | Mr. La |
|----|------------|-----|---------|----|--------|---------------------|--------|
| 番号 | 名称 | 単位 | 自然 | 歴史 | 生活及び生業 | 管理者 | 備考 |
| 1 | 船岩 | 奥山 | 0 | 0 | 0 | 愛媛県 | |
| 2 | 山林 | 里山 | 0 | 0 | 0 | 国(林野 庁)・個人 | |
| 3 | 目黒城跡 | 里山 | | 0 | | 個人 | 町指定文化財 |
| 4 | 上目黒城跡 | 里山 | | 0 | | 個人 | |
| 5 | 烏帽子岩 | 里山 | 0 | 0 | | 個人 | |
| 6 | 地蔵峠の石地蔵 | 里山 | | 0 | | 個人 | |
| 7 | 山の神 | 里山 | | 0 | 0 | 国(林野 庁)·目黒 部落 | |
| 8 | 蛇の穴 | 里山 | 0 | 0 | | 個人 | |
| 9 | 塩利様 | 里山 | | 0 | 0 | 上目黒 | |
| 10 | カゼガキ | 集落 | 0 | 0 | 0 | 個人 | |
| 11 | 水路 | 集落 | 0 | 0 | 0 | 松野町 | |
| 12 | 建徳寺 | 集落 | | 0 | 0 | 建徳寺 | |
| 13 | 和霊神社 | 集落 | | 0 | 0 | 目黒部落 | |
| 14 | 大師堂(お大師様) | 集落 | | 0 | 0 | 国木谷 | |
| 15 | 五輪塔 | 集落 | | 0 | | 個人 | |
| 16 | 目黒川と支流 | 目黒川 | 0 | 0 | 0 | 愛媛県 | |
| 17 | 井手 (管理道含む) | 目黒川 | 0 | 0 | 0 | 愛媛県 | |
| 18 | クロスケブチ | 目黒川 | 0 | 0 | 0 | 愛媛県 | |

2 重要な構成要素個表

| 番 号 | 1 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 船岩 | 景観単位 | 奥山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 愛媛県 | 管理者 | 愛媛県 |

概要

目黒から滑床に向かう県道滑床松野線沿いにある巨岩で、松野町と宇和島市との市町境である。寛文5年(1665)に裁決された山境争いで、「舟石」として吉田藩と宇和島藩との境界の指標とされた岩である。江戸時代に決められた境界が現在も引き継がれていることを今に伝える重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・物件の位置の変更
- ・物件の形状の変更

保存の方針及び現状変更等の取り扱い

- ・原則、現位置及び現形状での保存とする。
- ・景観に配慮した維持管理に努める。

| 位置図 | 写真 |
|-------------|----|
| (P51 位置図参照) | |

| 番号 | 2 | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 名 称 | 山林 | 景観単位 | 里山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 国(林野庁)・個人 | 管理者 | 国(林野庁)・個人 |

概要

目黒地域の森林は1600年代以前に天然林の伐採が進み、マツが生育する場所や採草地が 広がっていたと考えられる。1700年代には植林が少しずつ行われるようになり、スギ、ヒ ノキのほか、キリ、ウルシ、クスノキ、コウゾ等も植えられた。大正末から昭和になると、 肥料としての草が必要とされなくなり、採草地が放棄され、自然林へと遷移したと考えら れる。戦前はスギ、ヒノキ、マツの材が生産されるほか、薪の加工と木炭の製造も盛んに 行われていた。

目黒山形に描かれた植生、明治37年植生図、昭和8年植生図を比較すると、もっとも顕著な変化は荒れ地が樹林化したことである。現在の樹林は昭和8年とほぼ同じである。おおまかに見れば、目黒山形の時代から明治時代までは荒れ地の範囲は減少しているものの集落の背後の斜面に広く存在していたが、大正年間に草が利用されなくなり、やがて昭和の初期までに樹林化が急速に進行したことが伺える。現在、目黒地域にみられる森林は人工林と二次林に大別され、二次林はコジイ等が優占する常緑広葉樹林、アラカシにカエデ類等落葉広葉樹が混じる林、アカマツが見られる林に分けられる。これらは薪炭林や採草地が放棄されることで成り立ってきた森林であると考えられる。地域の自然や生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

・樹木の伐採 ・土地の形質の変更 ・建築物の新改増築

保存の方針及び現状変更等の取り扱い

- ・山の稜線や尾根線がつくりだす景観を妨げるような建造物は建設しない。
- ・景観に支障をきたす大規模伐採を規制する(やむを得ない場合は植林)。
- ・山の傾斜地への造成や建造物建設等を規制する。



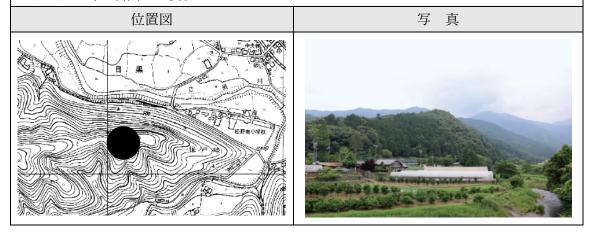
| 番号 | 3 | | |
|-----|---------|------|-----------------------|
| 名 称 | 目黒城跡 | 景観単位 | 里山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | 町指定文化財 周知の埋蔵文化財包蔵地 |
| 所有者 | 個人 | 管理者 | 個人 |

目黒川とその支流である国木谷川の合流する付近の尾根の先端頂部に立地する。東西に流れる目黒川の谷筋を見晴らすことができ、地蔵峠を越えて目黒に入ってくる国木谷方面はもちろん、目黒川下流の土佐との国境付近まで望むことができる。麓との比高約100mの東西に長い尾根に郭を段々に連ね、要所に堀切を配置するという小規模ながらまとまった城であり、在地性が濃い城である。なおかつ敵の侵攻してくる可能性が高い北側斜面には堀切と堀切から北側に竪堀を長く伸ばすという機能性を備えている点では、国境地帯にある緊張感が伝わってくる城であり、地域の歴史文化を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・樹木の伐採
- ・土地の形質の変更
- ・建築物及び工作物の設置等

- ・原則範囲内での土木工事や建築物及び工作物の設置等は行わない。
- ・周囲の除草を行う等景観の管理に努める。
- ・文化財保護法により土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をしよ うとする時は届出が必要。



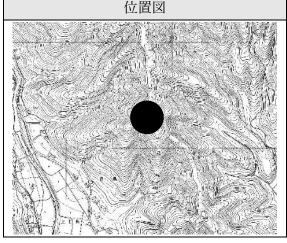
| 番号 | 4 | | |
|-----|---------|------|-------------|
| 名 称 | 上目黒城跡 | 景観単位 | 里山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | 周知の埋蔵文化財包蔵地 |
| 所有者 | 個人 | 管理者 | 個人 |

目黒川右岸の上目黒の北から南に伸びる尾根の途中にある高まりに築かれている。緩やかな山頂部を利用し、防御施設は緩傾斜の堀切のみである。比高は250m もあり、谷の麓から見える場所ではあるが、山頂部に樹木が茂っていれば人がいても麓からは全く見えない。目黒城跡とは対照的で、目黒城跡が予土国境警備を期待された目黒川流域を支配する城であり、実戦を想定して築城された領主階級の山城であるのに対して、上目黒城跡はいざという時のために逃げ込むために地域の住民によって設けられた城である可能性が高く、地域の歴史文化を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・樹木の伐採
- ・土地の形質の変更
- ・建築物及び工作物の設置等

- ・原則範囲内での土木工事や建築物及び工作物の設置等は行わない。
- ・周囲の除草を行う等景観の管理に努める。
- ・文化財保護法により土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をしようとする時は届出が必要。







| 番 号 | 5 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 烏帽子岩 | 景観単位 | 里山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 個人 | 管理者 | 個人 |

目黒隧道北西側の尾根筋、標高約500mの地点にある。山境争いの際には目黒村と次郎丸村の境界印として、裁許絵図にも描かれている。烏帽子岩の高さは10m以上あり、先が尖ったいわゆる「烏帽子」の形をしている。昔は子どもたちが岩に登って遊んでいたという。地域の歴史文化や生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

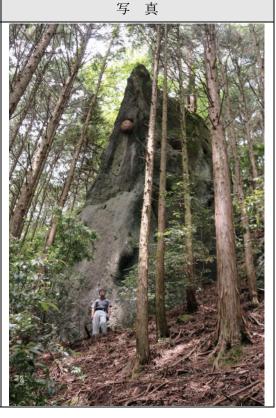
- ・物件の位置の変更
- ・物件の形状の変更

保存の方針及び現状変更等の取り扱い

・原則、現位置及び現形状での保存とする。

位置図

・景観に配慮した維持管理に努めるとともに、集落から見えるよう周辺の樹木を伐採する 等景観保全に努める。



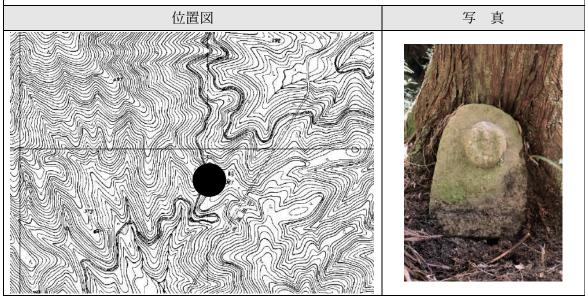
| 番 号 | 6 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 地蔵峠の石地蔵 | 景観単位 | 里山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 個人 | 管理者 | 個人 |

地蔵峠付近にある石地蔵で、高さ約30cm、陽刻によって仏像を表現している。仏像の表現は稚拙である。形態的特徴から戦国期の作品と考えられ、地域の歴史文化を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

・石造物の移設・外観の変更・除却

- ・石造物の位置は原則変えない。
- ・周辺の除草等を行い、景観に配慮した維持管理に努める。



| 番号 | 7 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 山の神 | 景観単位 | 里山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 国(林野庁) | 管理者 | 目黒部落 |

山仕事の安全を祈念して大山祇が祀られている。ご神体はマサカリである。正月・5月・9月の20日に山祭りをする。一時藤ヶ生に下ろされていたが、数年前に再び元の場所に戻された。地域の歴史文化や生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

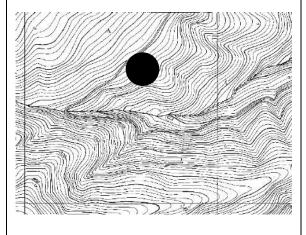
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

・祠等の改修・移設・除却

保存の方針及び現状変更等の取り扱い

- ・祠等の改修・修繕にあたっては、できる限り現在の意匠を継承する。
- ・周辺の除草等を行い、景観に配慮した維持管理に努める。

位置図 写 真







| 番 号 | 8 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 蛇の穴 | 景観単位 | 里山ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 個人 | 管理者 | 個人 |

国木谷にある鍾乳洞で、かつて石灰岩を採っていた。そこには蛇(龍)が住んでいたという伝説があり、上目黒のクロスケブチにつながっていると言い伝えられている。地域の歴史文化を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

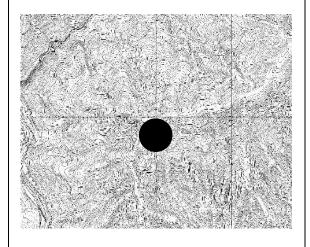
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・物件の位置の変更
- ・物件の形状の変更

保存の方針及び現状変更等の取り扱い

- ・原則土木工事や建築物及び工作物の設置等は行わない。
- ・周囲の除草を行う等景観の管理に努める。

位置図 写 真







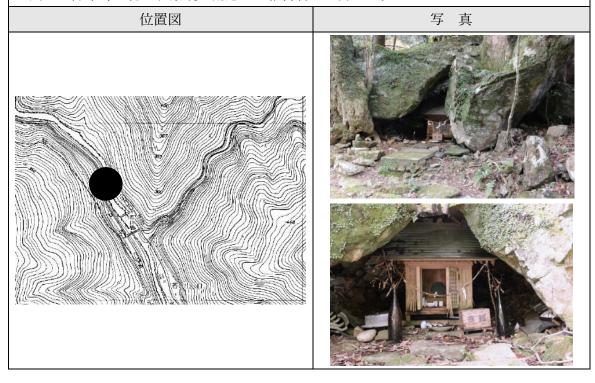
| 番 号 | 9 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 塩利様 | 景観単位 | 集落ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 上目黒 | 管理者 | 上目黒 |

塩利様(シオリサマ)は、目黒川上流部で上目黒の若山口付近にある岩の下にある。目 黒の水田の取水口で最も上流部に位置するウワイデ付近である。その昔、越前から来た塩 利という女性が川のそばで蕨の根を掘っていると、上から大きな石が落ちてきて腰に当た り亡くなったので、村人が大きな岩の下に葬ったのがはじまりという。腰から下の病気を 治してくれると伝わっており、安産祈願としてお参りに来る人もいる。ご神体は鏡である。 亡くなったのが旧暦の11月11日だったので、現在もその日にお祭をしている。毎年、上目 黒の2軒が当番となり、お供え物や直会の準備をする。祠に向かって拝礼した後、餅まき が行われ、直会をする。直会の際にはちくわや天ぷら(じゃこ天)があて(酒の肴)にな る。地域の生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

・祠等の改修・移設・除却

- ・祠等の改修・修繕にあたっては、できる限り現在の意匠を継承する。
- ・周辺の除草等を行い、景観に配慮した維持管理に努める。



| 番号 | 10 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | カゼガキ | 景観単位 | 集落ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 個人 | 管理者 | 個人 |

ニシカゼ(西風)と呼ばれる北西の風を避けるために屋敷地の北西側に設けられた防風垣である。防風林と防風石垣の2通りが見られ、石垣の上に植林し防風林とする併用型も見られる。防風林は、「スギ垣」と呼ばれるスギの防風林を主とする。スギ垣は山の植林用の苗木を転用したという。スギ垣の剪定で出た枝は薪として利用された。防風石垣の上に植栽する場合と地面に直接植栽する場合がある。防風石垣は、高さ約2mが一般的で、最大のもので3.3mを測る。石材は割石と野面石の2種類が見られ、布積みや落とし積み等により構築している。その他、「算木積み」や「反り」等の技術が確認できる。自然風土に適応した暮らしぶりを今に伝えるものであり、地域の生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・防風林の伐採
- ・防風石垣の改修・除却

- ・防風林の剪定等維持管理を行う。
- ・石垣の修理にあたってはできる限り現状の位置や高さ、石材の構築方法等を踏襲する。
- ・石垣の特徴がわかるよう、また保存のために除草管理に努める。



| 番号 | 11 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 水路 | 景観単位 | 集落ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 松野町 | 管理者 | 松野町 |

目黒川は水量が豊富なため、目黒地にはため池がつくられなかった。しかし、川底と耕作地との比高差が大きく、その差は最大約20m にもなるため、耕作地のかなり上流から井手と水路を使って水を引き入れなければならない。取水口と水田との距離が最も離れているところは、約2kmになる。こうした自然条件が、目黒の灌漑施設を発達させ、土地利用が大きく変えることなく現在まで続いてきた要因となっている。

目黒の水路は、その大部分が昭和50~60年代に県道の幅員拡張や圃場整備に合せてコンクリートに改修されたが、最上流部にある取水口からの水路は岩盤掘削による古い形態の水路が残存している。コンクリートに改修されるまでの手掘りの水路は、定期的な補修が必要で、昭和47~48年くらいまでは「ハルイカワ(春井川)」と呼ばれる共同作業で赤土とわらを混ぜたもので補修していた。赤土を取る土取り場が集落ごとにあった。赤土は天秤で運んでいた。現在、水路の管理は各組の水利組合が行っている。自然風土に適応した暮らしぶりを今に伝えるものであり、地域の生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・水路の改修
- ・流路の変更

- ・原則として現位置・現状での保全とする。
- ・現状維持を図る区域、コンクリート張り等による漏水対策を積極的に講じる区域に区分し、景観保全と維持管理上の利便性のバランスに配慮する。



| 番 号 | 12 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 建徳寺 | 景観単位 | 集落ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 建徳寺 | 管理者 | 建徳寺 |

山号を朝雲山と称す曹洞宗の寺院である。西予市城川町魚成の竜沢寺の末寺で、目黒地区の檀那寺である。寺の開基は「寺院明細帳」によれば寛文6年(1666)とされ、竜沢寺から和尚を迎えその末寺となったと伝承される。延宝2年(1674)に4代庄屋毛利重清によって建徳寺が建て替えられている。以前は、松野南小学校の場所にあったが、昭和33年(1958)に現在地に移転した。目黒山形関係資料は建徳寺に長らく保管されていた。現在でも寺の行事をはじめ年中行事では目黒住民の集まる場であり、地域の歴史文化や生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

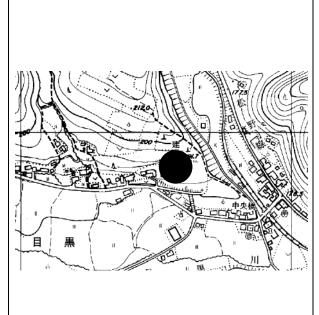
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・建築物及び工作物の位置の変更
- ・建築物及び工作物の新築・増築・改築・外観を変更する修繕等
- ・石造物の移設・外観の変更・除却

保存の方針及び現状変更等の取り扱い

- ・建築物及び工作物は原則として現位置での保全とする。
- ・建築物及び工作物の改修や修繕にあたっては、できる限り現在の意匠を継承する。
- ・景観に配慮した維持管理に努める。

位置図









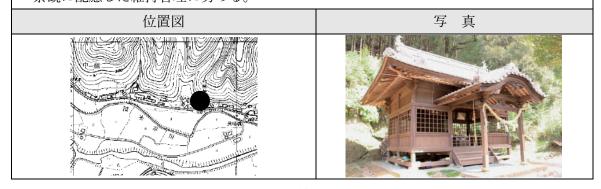
| 番 号 | 13 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 和霊神社 | 景観単位 | 集落ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 目黒部落 | 管理者 | 目黒部落 |

和霊神社は明治43年(1910)の神社統合に際し、昔からの氏神に代わって村社となった神社である。和霊神社の由来は、宇和島藩初代藩主秀宗に上意討ちされた家老山家清兵衛の死後、その徳をしのんで祠を建てて祀ったことにはじまるという。目黒村は山家清兵衛の知行地であった。清兵衛は、目黒村は山間僻地で田畑の収穫を得るにも他村より労多く、その他の横成(米大豆以外の産物の現物納)も産しないものがあるとして、年貢の軽減を図ったと伝承される。このことから、村民は清兵衛を尊敬し、彼が秀宗によって上意討ちされた後も追慕されることとなった。また、清兵衛の妻は目黒に逃れたとか、いったん仙台に逃れた後、供養のために戻り、目黒に隠れ住んだという伝承がある。和霊神社の立地については、清兵衛の妻が彼の死を悼み滑床の滝で祈祷をしていて、何日か後に白鳥となって飛び立ち、降り立った場所が今の和霊神社の場所であるという伝承もある。和霊神社の主祭神は山家清兵衛である。配神には、速玉男命・菊理媛命・事解男命・天照皇大神等合祀した神社の祭神を祀っている。社殿は本殿・中殿・拝殿があり、外に参籠所や素屋を備え、境内面積は150㎡である。11月3日前後に行われる秋祭りでは、地域の子どもたちが牛鬼を担いで集落内を練り歩く。地域の歴史文化や生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・建築物及び工作物の位置の変更
- ・建築物及び工作物の新築・増築・改築・外観を変更する修繕等
- ・石造物の移設・外観の変更・除却

- ・建築物及び工作物は原則として現位置での保全とする。
- ・建築物及び工作物の改修や修繕にあたっては、できる限り現在の意匠を継承する。
- ・石垣や石造物についてはできる限り保存する。
- ・景観に配慮した維持管理に努める。



| 番 号 | 14 | | |
|-----|-----------|------|-------|
| 名 称 | 大師堂(お大師様) | 景観単位 | 集落ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 国木谷 | 管理者 | 国木谷 |

国木谷にあり石仏が安置されている。昔は国木谷の人が寄り合いをしていた。12月21日にはお大師様のお祭でジュズクリをしていた。春にはお花見をする等国木谷の人々の集まる場として機能している。一角に、千匹塚という狩猟の供養碑がある。地域の生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

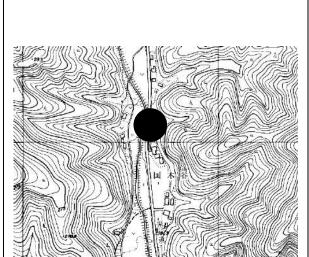
- ・建築物及び工作物の位置の変更
- ・建築物及び工作物の新築・増築・改築・外観を変更する修繕等
- ・石垣の改変及び除却
- ・石造物の移設・外観の変更・除却

保存の方針及び現状変更等の取り扱い

- ・建築物及び工作物は原則として現位置での保全とする。
- ・建築物及び工作物の改修や修繕にあたっては、できる限り現在の意匠を継承する。
- ・石垣や石造物についてはできる限り保存する。

位置図

・景観に配慮した維持管理に努める。









| 番 号 | 15 | | |
|-----|---------|------|-------|
| 名 称 | 五輪塔 | 景観単位 | 集落ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 個人 | 管理者 | 個人 |

目黒地区には一石五輪塔を含む9基の五輪塔が確認されている。五輪塔は空輪の頂部の尖りが小さく火輪の軒が反らないタイプと、空輪の頂部の尖りが円錐状で長く火輪の軒が大きく反るタイプに分かれ、前者が戦国時代、後者が江戸時代初めの作と考えられる。また、一石五輪塔も空輪の形態から戦国時代末期の作と江戸時代の作の2種類がある。石材は砂岩製と花崗岩製がある。地域の歴史文化を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

・石造物の移設・外観の変更・除却

- ・石造物についてはできる限り保存する。
- ・景観に配慮した維持管理に努める。

| 位置図 | 写 真 |
|-------------|-----|
| (P51 位置図参照) | |

| 番号 | 16 | | |
|-----|---------|------|--------|
| 名 称 | 目黒川と支流 | 景観単位 | 目黒川ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 愛媛県 | 管理者 | 愛媛県 |

目黒川は、その源を宇和島市の鬼が城山と毛山との間に発し、三本杭や高月山から流れ出る支流を集めた松野町第二の幹流で、四万十川の支流である。藤ヶ生川・若山川・西の川・国木谷川・保戸峰川・馬船川・野々北川等の支流を併せ、県境を越えて四万十市西土佐津野川で四万十川に合流する。目黒川流域は降水量が多く、よって目黒川は水量が非常に豊富である。

四万十川やその支流の広見川は、山間部を大きくS字を連ねたように屈曲する穿入蛇行をくり返す。一方、同じく四万十川支流の目黒川上中流部、特に目黒の集落が位置する谷付近は、四万十川や広見川とは異なる地質を多く通過するため直線的に流れている。四万十川流域にあって、直線的な流路環境が目黒川の特徴である。

目黒川は護岸改修等が行われていないところが多く、河畔林が良好に残存している。河畔林はミネラル分を川に提供するため、小生物や田畑に良い影響を与えていると考えられる。ただ近年は河畔林が放置状態となり、目黒川の景観や活用の阻害要因となっている個所もあるので、それらの原状回復が望まれる。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・流路や護岸の変更
- ・土地の掘削、盛土、切土等の現状変更
- ・工作物の新築、改築、除却等

- ・目黒川及びその支流の護岸は現状維持を基本とする。また、淵や瀬等の現存する良好な 環境資源をできるだけ保全する。
- ・河畔林については原則保全し、間伐する等維持管理に努める。
- ・景観及び生物環境に支障をきたす工作物等については規制する。

| が関わることは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で | | | |
|--|-----|--|--|
| 位置図 | 写 真 | | |
| (P52 位置図参照) | | | |

| 番号 | 17 | | |
|-----|------------|------|--------|
| 名 称 | 井手 (管理道含む) | 景観単位 | 目黒川ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 愛媛県 | 管理者 | 愛媛県 |

目黒川及びその支流に19か所設置されている。位置は洪水により多少の移動があったと思われるが、土地の高低の制約から江戸時代も現在も基本的に変わっていない。昭和40年代に災害復旧等によりコンクリート化され、さらに昭和50年代の圃場整備により整理され多くが使用されなくなった。現在、休耕田が増えたことによりさらに使われない井手が出てきた。

昔は野面石(自然の転石)を積み上げる石堰、水に強い松丸太を合掌にくみ上げる木堰、コモやシダ類を下に敷いて土嚢を積み上げる土堰があった。川幅や重要性に応じて造成されていた。どの堰も大水で簡単に流れてしまい、復旧の繰り返しであった。松の木をくみ上げた木堰は「クダゼキ」と呼ばれ、春先の田植え前に堰づくり(主に修理・修繕)が行われた。シダ類は腐りにくいため利用されており、堰をつくる際前日に通知して山に刈りに行った。「イデトウリョウ」が年番で代表を務めており、今もその制度が残っている。地域の歴史文化や生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

・工作物の改修・除却等

- ・現状での保全とする。
- ・改修等する場合は周辺景観との調和に配慮するとともに水生生物の自由な移動を確保するための工夫を講じる。
- ・管理道や取水口等の維持管理に努める。

| 日子写了外位,公师司日子后为公司。 | | | |
|-------------------|-----|--|--|
| 位置図 | 写 真 | | |
| (P50 位置図参照) | | | |

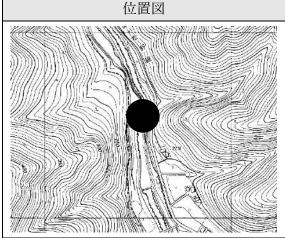
| 番号 | 18 | | |
|-----|---------|------|--------|
| 名 称 | クロスケブチ | 景観単位 | 目黒川ゾーン |
| 住 所 | 松野町大字目黒 | 各指定 | |
| 所有者 | 愛媛県 | 管理者 | 愛媛県 |

目黒川の上流にある淵で、雨乞い信仰が伝わる。日照りが続くと建徳寺に祀られている水引地蔵を未婚の青年が厨子ごと背負い、傘を差してクロスケブチへお運びする。建徳寺の住職が祈祷するとともに、1軒につき1人の割合で村人が出て、鐘や太鼓で降雨を祈念すると雨が降ったという。クロスケブチは旱天が続いてもなお水を切らさない場所であり、そこで雨乞いを行ったものと考えられる。なお、クロスケブチでは毎年1月16日のハツギトウの際に祈祷し、しめ縄を設置する。地域の歴史文化や生活及び生業を知るうえで欠くことのできない重要な構成要素である。

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為

- ・土地の掘削、盛土、切土
- ・工作物、土木構造物の新築等
- ・河畔林の伐採

- ・現状維持を基本とする。
- ・景観保全のため河畔林の間伐等維持管理を行う。







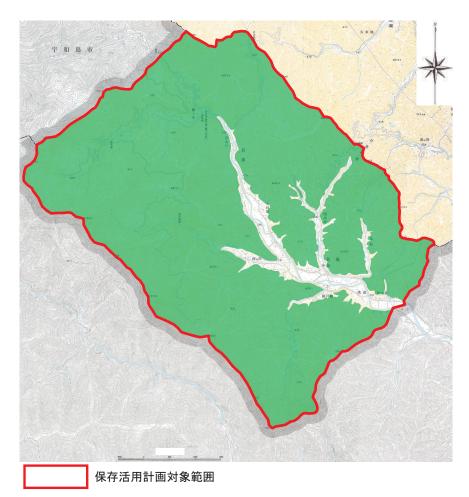


図 10 重要な構成要素の位置(山林)

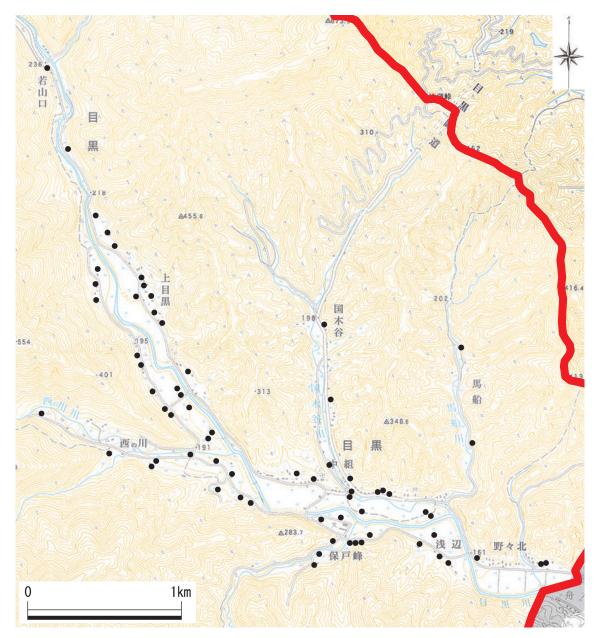


図 11 重要な構成要素の位置(カゼガキ)

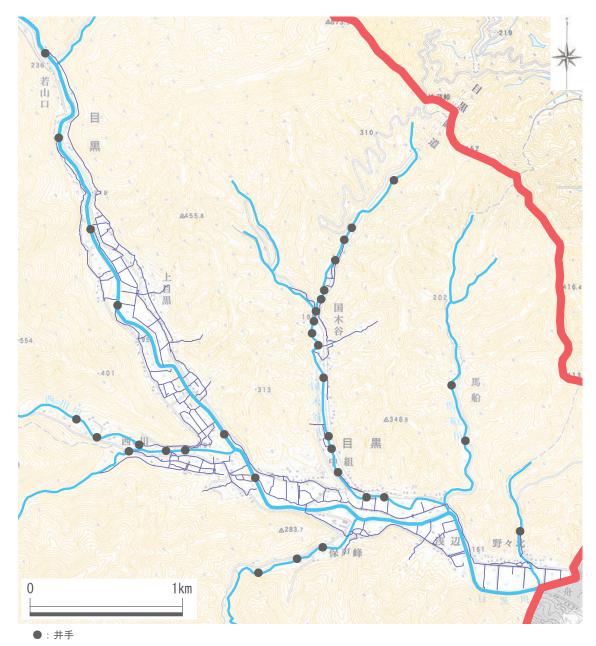


図 12 重要な構成要素の位置(水路・井手)

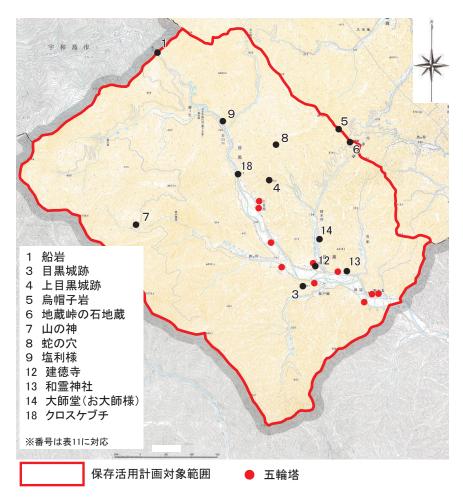


図13 重要な構成要素の位置(石造物等)



図 14 重要な構成要素の位置(目黒川と支流)

第6章 文化的景観の整備活用に関する事項

本文化的景観の整備活用に関する事項について、第3章で掲げた基本方針に沿って以下 に示す。

① 目黒山形から引き続く農山村景観の保全に向けて

- ・豊かな自然環境を保全するため、環境に配慮した整備を基本とする。
- ・目黒山形にみる景観を維持するため、土地利用を基本的に踏襲し、景観計画と連動した 整備を実施する。なお、景観単位のゾーニングを逸脱する整備は原則行わない。
- ・山の稜線を含めた眺望や斜面地の植生に配慮した整備とする。また、景観に影響を及ぼ す大規模な土地の形状変更や建築行為が行われることのないよう、理解と配慮を得る。

② 自然風土に適応した暮らしを特徴付ける構成要素の保全に向けて

- ・国有林は国有林野の管理経営に関する法律等に沿って整備を行う。国有林以外の山林に ついては、松野町森林整備計画に沿って整備を行う。
- ・目黒の自然風土に適応して展開してきた特徴的な屋敷配置は原則として現位置での保全とする。屋敷地内の建築物及び工作物の復旧修理*1または修景*2は技術的支援(専門家等の派遣)及び財政的支援(助成制度等)を行い、周囲の景観との調和を図る。
- ・カゼガキは可能な限り保全する。そのうえで、崩落防止のため防風林の剪定や石垣の除草等を行う。石垣を修復する場合は、原則として損壊した石垣の石材を再利用するとともに、損壊前の構造や構築方法により修復する。
- ・水路は原則として現位置での保全とする。そのうえで、水路の機能を維持することは営農の継続に欠くことのできない要素であり、ひいては文化的景観の価値の保全に不可欠であることから、現状維持を図る区域、コンクリート張り等による漏水対策を積極的に講じる区域に区分し、景観保全と維持管理上の利便性のバランスに配慮した整備とする。井手についても現状での保全とし、整備する際には周辺景観との調和に配慮するとともに水生生物の自由な移動を確保するための工夫を講じる。
- ・道路は現状維持に努め、ガードレール等については景観との調和に配慮し更新していく (木質ガードレール等)。
- ・記念物は現状での保存とし、その価値を発信するような説明板等を整備する。なお、老 朽化や災害等によるき損等が発生した場合には景観に配慮した形で修繕を行う。
- ・目黒川及びその支流の護岸は現状維持を基本とする。災害対策等やむを得ず整備する場合は文化的景観の本質的価値に照らし必要最小限の設置区間とし、景観や生態系に配慮した近自然型工法とする。また、淵や瀬等の現存する良好な環境資源をできるだけ保全する。

③ 自然風土に適応した暮らしを表す環境の継承と整備に向けて

- ・森林を保全するため、適正な維持管理を目的とした除間伐を住民主体で各種補助事業等 を活用しながら実施する。住民主体の森林整備については、景観との調和が図れるとと もに、近年の多様な働き方に合った自伐型林業を一層推進しながら、南予森林アカデミー 等を活用し林業従事者の育成を図る。
- ・放置林や耕作放棄地の整備活用方針を検討する。また、それらの所有者を把握するとと もに、場合によっては公有化し、地域一体となった管理体制(町民農園・町民山)によ るコミュニティづくりや利用希望者とつなぐ仕組みの構築等を検討する。
- ・各種補助事業等を活用しながら営農するとともに、テクノロジーの積極的な活用による スマート農業を推進することで田畑を保全する。また、農産物や特産品等を販売する施 設(旧目黒特産品販売所等)を整備する。
- ・施設整備を行う場合は優先して空き家を活用する。また、空き家情報が共有できるネットワークを構築するとともに、空き家の状態を把握する「空き家見守り隊」の組織化を図る。さらに、移住担当課と連携しながら利用希望者と空き家をつなぐ仕組みを強化し、移住しやすい環境を整備する。
- ・目黒銀座及びその周辺の整備を行うとともに、空き家や空き店舗の整備活用を図り、新 たな賑わいの場を創出する。
- ・自然風土に適応した暮らしにより生まれたウラミゾを積極的に採用するよう働きかける ことで構成要素の継承を図る。
- ・親水性の向上と防災減災対策の推進を目的とした河川管理道の整備を行う。また、水害 防備や生態系の環境形成に大きな役割を果たしている河畔林については原則保全し、里 川づくりの一環として官民連携により整備活用を行う。
- ・目黒山形関係資料の価値を伝える目黒ふるさと館について、展示の充実を図るよう整備 活用を行う。また、本文化的景観について学べる施設としても整備するとともに、住民 と観光客等が交流できるような環境の整備と活用を図る。
- ・自然風土に適応した目黒らしい暮らしを学ぶ環境(自然体験・農林業体験・環境教育等)を整備するとともに、その拠点となる施設(旧松野南小学校等)を整備する。また、来 訪者が目黒らしい暮らしを知るきっかけとしてオルレやフットパス等を行う。これらを とおして、本文化的景観の保存活用に携わる人材育成を行う。
- ・現地で目黒山形に描かれた景観と比較できるような視点場・標識・説明板等を整備する。

④ 自然風土との共生による目黒らしい暮らし方をつなぐ仕組みの創出に向けて

・森林整備に伴う間伐材は森の国まきステーション等と連携するとともに、間伐材の活用 による商品開発(薪炭・スウェーデントーチ・和紙・椎茸・自然薯・キクラゲ・山菜・ 化粧品等)や製材工場やバイオマス発電所等新たな産業の創出を図る。また、森林空間 を活用した森林サービス産業を推進し、関係人口の増大を目指した新たな産業の創出を 図る。

- ・目黒らしさを活かした農産物のブランド化や商品開発を行う。
- ・田畑オーナー制度や特産品詰め合わせセット((仮称) 目黒特産品ボックス)等の企画検 討を行う。
- ・ウナギやカニ等水生生物を活用した新たな特産品の検討を行う。また、滑床養魚場や水 際のロッジ等との連携による特産品の商品開発も検討する。
- ・川と人が近い環境をつくるため、河川の日常的な維持管理については可能な限り住民主体によるものとし、地域団体等が中心となって地域一体で川とかかわる里川づくりの仕組み(管理体制)を構築する。なお、河川環境を把握することは川の健康診断でもあり、流路や河床の点検、生物モニタリング等を専門家を交えて定期的に実施する。
- ・自然風土との共生を図り、かつ景観に配慮した木質バイオマスや小水力発電等テクノロ ジーを活用した新たなクリーンエネルギーの創出を図る。
- ・牛鬼や亥の子、チャガカン等伝統行事の継承につながる仕組みや環境整備を図る。
- ・目黒らしさを紹介する HP やパンフレット、映像等を作成し、情報発信のための環境整備を行う。
- ・本文化的景観の価値を深め整備活用につなげていくため、継続した調査研究を行う。

⑤ 目黒らしさを守り活かす体制の整備と担い手づくりに向けて

- ・目黒らしさを学ぶ会を立ち上げ、学習会を定期的に行うことで地域を誇れる人を増やす。 そして、住民自らが本文化的景観を地域の共有財産として主体的に共同で守り活かす活動につなげる。また、学校教育や生涯学習との連携により町民に対して目黒らしさの発信を行い、保存及び活用の担い手を育成する。こうした取り組みによって、求心力を向上させ、この地域を支える人材の増加を図る。
- ・本文化的景観の保存及び活用に関する課題を共有し、その解決に向けて意見が交わされる場づくりを行う。その場とは、地域住民だけでなく、町民、町外住民、行政関係者、 有識者、大学、企業等が一体となったものである。また、庁舎内においても様々な分野 から目黒らしさをサポートできる体制を整備する。
- ※1復旧修理…「重要な構成要素」を健全な状態に直し、また、その特性や固有性の回復や維持、向上を 図るために行う工事。災害復旧を含む。
- ※2修景…「重要な構成要素」以外の構成要素について、保存活用計画や整備計画等に定める基準や有識 者の助言に基づき、重要文化的景観の文化財としての価値をより良く表現したり、周囲の重要 な構成要素と調和した景観の回復等を図るための工事。

第7章 文化的景観の保存及び活用に必要な体制に関する事項

本計画の対象範囲には、すでに目黒らしさを守り活かす団体が複数存在する。こうした 団体に対しては、今後も主体的に様々な取り組みを行っていけるよう人的・技術的・財政 的支援を行う。また、これらの団体がひとつとなって目黒地区全体としての協議ができる ような体制整備を行う。

一方、行政の運営体制についても、文化的景観の保全・継承は町の総合計画にも位置付けられている総合的なまちづくり施策であり、文化財を所管する教育委員会部局や景観法を所管する企画部局のみならず、商工観光部局、建設部局、農林業部局、環境部局等の関係各課と協力し、緊密な連絡と協力体制を構築していく。その際には、既設の文化的景観調査指導委員会や景観審議会等の指導・助言を得て、各種開発行為の景観保全への影響が最小限となるよう協議検討を重ねる。

さらに、地域住民、町民、町外住民、行政関係者、有識者、大学、企業等が一体となって目黒の価値をさらに高めていく体制「チーム目黒」の構築を目指す。

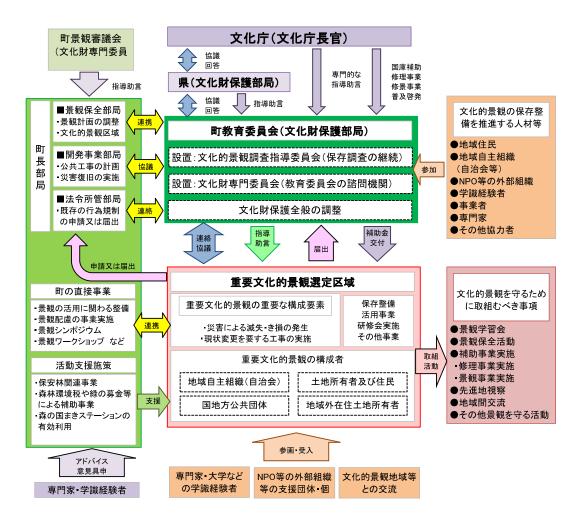


図 15 重要文化的景観の保存整備・活用の推進体制

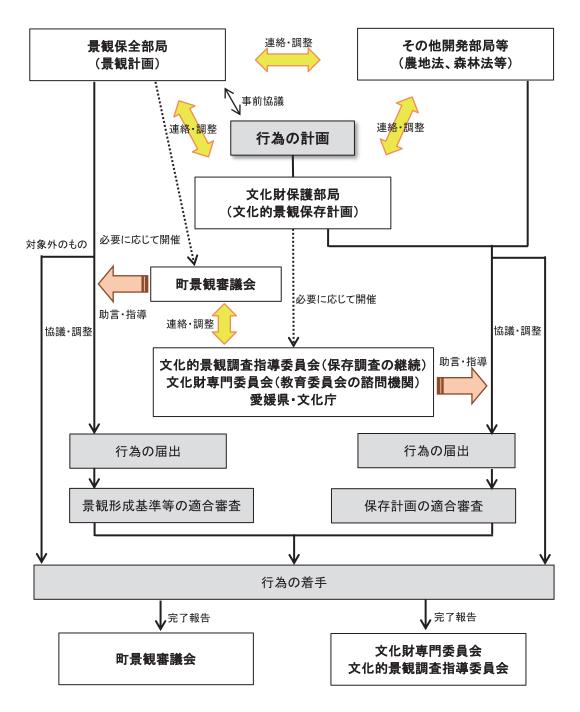


図 16 事前協議及び届出のフロー

巻末資料

松野町重要文化的景観保護推進事業費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、町内に所在する文化財保護法(昭和25年法律第214号)第134条第1 項の規定により選定された重要文化的景観について、保存及び活用を推進するため、予算 の範囲内において松野町重要文化的景観保護推進事業費補助金(以下「補助金」という。) を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 建築等 建築物及び工作物(以下、「建造物」という。)の新築、増築、改築若しく は移転、修繕若しくは模様替又は色彩の変更等をいう。
- (2) 修理 重要文化的景観の保存計画(以下「保存計画」という。)に基づき行われる 重要な構成要素である建造物の保護のための建築等をいう。
- (3) 復旧 重要文化的景観の保存計画(以下「保存計画」という。)に基づき行われる 重要な構成要素である建造物以外の土地、自然物等(以下、「環境物件」という。)の 保護のための行為をいう。
- (4) 整備 重要文化的景観の保存計画(以下「保存計画」という。)に基づき行われる 防災や公開、活用に資する建築等の行為及びその他の必要な行為をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者は、事業の対象となる物件の所有者又は権原に基づく占有者とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、重要文化的景観の選定区域内で行われる 次に掲げる経費とする。
 - (1) 第2条(2)で定義する修理のための工事。ただし、公道や視点場等から通常望見できる外観及びこれと密接な関係を有する主要構造部並びにその他の構造上重要な部位に限る。
 - (2) 第2条(3)で定義する復旧のための工事。

- (3) 第2条(4)で定義する重要文化的景観の保存活用に資する防災工事(構造補強、 防火設備の設置改修、法面保護、落石等防護、排水設備の設置改修、樹木の伐採や強 剪定等)、修景工事、便益管理交流施設設置改修工事等の整備のための工事。
- (4) 重要文化的景観の特徴又は特性に係る災害復旧のための工事。

(補助金の額等)

第5条 補助金の区分、補助率及び交付限度額は、別表のとおりとする。ただし、災害時等 特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書等(様式第1号及び様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 教育委員会は、前条に規定する書類を受理し、内容を審査した結果、適合すると認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)を補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の審査において、教育委員会は、必要に応じてあらかじめ松野町文化財専門委員の 意見を聴くものとする。

(補助金の変更等承認申請)

- 第8条 補助事業者が補助金交付の決定を受けた事業について、申請内容を変更又は中止 しようとする場合は、あらかじめ事業変更等承認申請書(様式第4号)を教育委員会に提 出し、その承認を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた ときは、補助金交付決定変更等通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものと する。

(補助金の実績報告等)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、補助金実績報告書等(様式第6号及び様式 第7号)に支出証拠書類を付して教育委員会に実績報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 教育委員会は、前条に規定する書類を受理し、その報告に係る補助事業が補助金の 交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金を 確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求 書(様式第9号)を確定通知後30日以内に教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付の時期)

- 第12条 前条の規定により補助金の額を確定したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部を概算払とすることができる。
- 2 前項の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第10号)を教育委員 会に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

- 第13条 教育委員会は、交付を受けるものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助 金交付の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の変換を命ずることがで きる。
- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 事業施行の方法が不適当であると認めたとき。
- (4) その他事業の施行について不正の行為があると認められるとき。

(補助金交付の制限等)

第14条 この規則に定める補助金の交付は、同一建造物に対して1回限りとし、補助金の交付を受けた建造物は、保守及び管理に努めるものとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この規則は、令和3年5月12日から施行する。

別表1 (第5条関係)

| | 区 分 | 補助率 | 補助金限度額 |
|-----------|-----------------|-------------------|--------|
| 重 | 主屋・付属小屋・その他の建築物 | | 1000万円 |
| 重要な構成要素 | 石垣・石積・その他の工作物 | 補助対象経費の 9/10以内 | 500万円 |
| 素 | 環境物件 | | 50万円 |
| 重要 | 主屋・付属小屋・その他の建築物 | | 100万円 |
| 重要な構成要素以外 | 石垣・石積・その他の工作物 | 補助対象経費の 1/2以内 | 50万円 |
| 外外 | 環境物件 | | 25万円 |

「目黒の農山村景観」

保存活用計画策定事業報告書

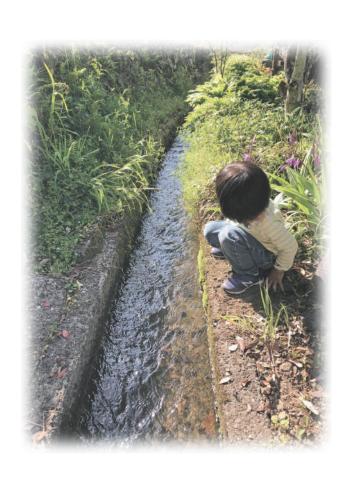
編集・発行 令和4年3月

松野町教育委員会

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地

電話 0895-42-1118

印刷·製本 有限会社 西村謄写堂



山の気は すみて明るく

自然の子 目黒の学徒

(松野南小学校校歌)